

吸収合併存続会社に係る事前開示書類

2023年2月27日

東京都品川区大崎一丁目20番3号
タメニー株式会社
代表取締役 栗沢 研丞



当社は、当社の完全子会社であるタメニーアートワークス株式会社（以下「消滅会社」といいます。）との間で、当社を吸収合併存続会社とし、消滅会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことにいたしました。つきましては、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の定めに従い、以下のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。なお、本合併は、当社においては会社法796条第2項本文に定める簡易合併であり、消滅会社にとっては会社法第784条第1項本文に基づく略式合併になります。

2. 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

当社は消滅会社の完全親会社であるため、本合併に際しては、吸収合併消滅会社である消滅会社の株主に対して当社の株式その他の資産の交付を行わず、また、本合併により当社の資本金及び資本準備金は増加しません。

3. 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

該当事項はありません。

4. 消滅会社に関する事項（会社法施行規則第191条第3号）

(1) 消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号イ）

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 3 号ハ）

当社は、本合併の効力発生日の前日までに、消滅会社に対して有する全ての債権を放棄（以下「本債権放棄」といいます。）する予定です。

また、消滅会社では、2023 年 2 月 20 日開催の取締役会において、消滅会社を吸収分割会社とし、株式会社ブイキューブを吸収分割承継会社として、法人向けイベント企画運営事業に関連する権利義務を株式会社ブイキューブに承継させる吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）を行うことを決議しております。なお、本会社分割の効力発生日は、本合併の効力発生日と同日の 2023 年 3 月 31 日を予定し、また、本会社分割の効力発生を停止条件として本合併の効力が生じるものとしております。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号イ）

4. (3)に記載のとおり、当社は、本合併の効力発生日の前日までに、本債権放棄を行う予定です。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

当社及び消滅会社の 2022 年 3 月末日における貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は以下のとおりであり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

	資産の額	負債の額	純資産の額
当社 (吸収合併存続会社) 2022 年 3 月 31 日現在	5,627,830 千円	4,827,815 千円	800,015 千円
消滅会社 (吸収合併消滅会社) 2022 年 3 月 31 日現在	935,356 千円	1,594,617 千円	△659,260 千円

いずれの会社についても、本債権放棄及び本会社分割を除き、本合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以 上

(以下余白)

吸収合併契約の内容



吸収合併契約書

タメニー株式会社（以下「甲」という。）及びタメニーアートワークス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

本契約に従い、甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

第2条（合併当事者）

1. 吸収合併存続会社（甲）
商号： タメニー株式会社
住所： 東京都品川区大崎一丁目20番3号
2. 吸収合併消滅会社（乙）
商号： タメニーアートワークス株式会社
住所： 東京都品川区大崎一丁目20番3号

第3条（本合併の対価）

甲は乙の完全親会社であるため、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条（本合併の効力発生日）

本合併が効力を発生する日（以下「効力発生日」という。）は、2023年3月31日とする。ただし、本合併の手續の進行に応じて必要があるときは、甲及び乙にて協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（効力発生の停止条件）

前条にかかわらず、本合併の効力は、乙と株式会社ブイキューブの間で締結された、2023年2月20日付吸収分割契約に基づく、乙を吸収分割会社とし、株式会社ブイキューブを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」という。）の効力が生じていること（なお、本吸収分割の効力発生日は2023年3月31日を予定）を停止条件として、発生する。

第6条（善管注意義務）

乙は、本契約の締結後効力発生日までの間において、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議し合意の上、これを行う。

第7条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法 796 条第 2 項の規定に基づき、本契約及び本合併に関連する事項に基づき、株主総会の承認を得ないで、本合併を行う。
2. 乙は、会社法 784 条第 1 項の規定に基づき、本契約及び本合併に関連する事項に基づき、株主総会の承認を得ないで、本合併を行う。

第8条（条件の変更）

本契約の締結後本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、又は本合併の目的の達成に重大な支障となる事態が生じたときは、甲と乙は協議し合意のうえ、必要に応じて本契約を変更し、又は本合併を中止することができる。

第9条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本合併の趣旨に従って、甲及び乙が協議し合意の上これを決定する。

〔以下余白〕

以上の合意を証するため、本契約の当事者は、本契約1通を作成の上、本契約原本を甲が保管し、その写しを乙が保管するものとする。

2023年2月20日

甲： 東京都品川区大崎一丁目20番3号
タメニー株式会社
代表取締役社長 栗沢 研丞



乙： 東京都品川区大崎一丁目20番3号
タメニーアートワークス株式会社
代表取締役社長 福井 秀幸





(以下余白)

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

決算報告書

(第 4 期)

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月31日

タメニーアートワークス株式会社

東京都品川区大崎1-20-3
イマス大崎ビル3階

損益計算書

自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日

タメニーアートワークス株式会社

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
イベモン売上高	257,460,995	
ドレス売上高	38,070,359	
ジュエリー売上高	57,614,431	
映像制作売上高	100,000	
ルミナスフォト売上高	1,057,716,024	
業務委託売上高	818,184	
関係会社売上高	62,414,765	
売上高合計		1,474,194,758
【売上原価】		
イベモン原価	72,867,958	
ドレス原価	41,004,233	
ジュエリー原価	28,151,386	
映像制作原価	2,560,149	
ルミナスフォト原価	311,433,096	
関係会社原価	10,000	456,026,822
売上総利益		1,018,167,936
【販売費及び一般管理費】		1,166,908,053
営業損失		△148,740,117
【営業外収益】		
受取利息	1,211	
雑収入	95,824	
営業外収益合計		97,035
【営業外費用】		
関係会社支払利息	12,219,414	
営業外費用合計		12,219,414
経常損失		△160,862,496
【特別利益】		
固定資産売却益	16,189,853	
補助金・助成金収入（特）	12,417,022	
特別利益合計		28,606,875
【特別損失】		
貸倒引当金繰入額（特）	22,535,507	
臨時休業等による損失	50,660,601	
特別損失合計		73,196,108
税引前当期純損失		△205,451,729
法人税、住民税及び事業税	1,957,950	
法人税等調整額	3,446,543	
法人税等合計		5,404,493
当期純損失		△210,856,222

販売費及び一般管理費明細書

自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日

タメニーアートワークス株式会社

(単位：円)

科 目	金 額
役員報酬	6,000,000
給料手当	468,093,563
雑給	32,999,368
賞与	41,827,804
法定福利費	73,693,999
福利厚生費	255,362
採用費	2,151,361
業務委託費	27,308,107
広告宣伝費	180,757,817
販売促進費	8,905,321
荷造運賃	9,502,959
通勤交通費	20,459,962
旅費交通費	9,364,725
通信費	3,591,435
支払手数料	18,500,496
斡旋手数料	4,179,237
消耗品費	11,418,264
事務用品費	687,758
新聞図書費	23,559
会議費	117,812
諸会費	9,000
研修費	14,727
交際費	301,762
修繕費	164,659
地代家賃	123,231,613
水道光熱費	6,054,442
リース料	207,380
租税公課	5,147,203
減価償却費	68,208,536
保守管理費	3,895,180
システム利用料	13,336,667
システム償却費	7,658,241
貸倒引当金繰入額(販)	1,285,409
雑費	1,091
利息費用	221,019
長期前払費用償却	1,790,736
関係会社支払手数料	15,541,479
販売費及び一般管理費合計	1,166,908,053

事業報告

(自 2021年4月1日)

(至 2022年3月31日)

1 株式会社の状況に関する重要事項

(1) 株式会社の状況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

当期は、新型コロナウイルスの感染再拡大と緊急事態宣言等が、日本経済に大きな影響を与えました。当社もその影響を受けたものの、中核事業における出店等による事業拡大、事業構造改革や経営合理化等が奏功し、売上高が大きく伸長するとともに、各段階利益も改善しました。

② 直近事業年度の財産および損益の状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高(百万円)	39	659	1,474
営業損失(百万円)	△8	△251	△148
経常損失(百万円)	△9	△256	△160
当期純損失(百万円)	△9	△254	△210
総資産(百万円)	65	580	935
純資産(百万円)	△19	△448	△659

(注) 2020年4月1日において株式会社 M クリエイティブワークス並びに株式会社 ichie を吸収合併しております。

③ 主要な営業所(2022年3月31日現在)

本社(東京都品川区)

LUMINOUS 銀座(東京都中央区)

LUMINOUS 渋谷(東京都渋谷区)

LUMINOUS 天神(福岡県福岡市中央区)

LUMINOUS お台場(東京都江東区)

LUMINOUS 名古屋(愛知県名古屋市中村区)

LUMINOUS 大阪(大阪府大阪市中央区)

LUMINOUS Les Bijoux 恵比寿(東京都渋谷区)

④ 使用人の状況(2022年3月31日現在)

41名

⑤ 重要な親会社の状況（2022年3月31日現在）

タメニー株式会社が当社の発行済株式のすべてを保有しています。

(2) 株式会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 4,000 株
- ② 発行済株式総数 1,000 株
- ③ 株主数 1名
- ④ 大株主 タメニー株式会社（保有株式数 1,000 株）

(3) 株式会社の会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

代表取締役 福井 秀幸
取締役 栗沢 研丞
取締役 久保 理
監査役 加藤 秀俊

2 当社とその親会社等との間の重要な取引に関する事項

- (1) 当社の取締役会は、タメニー株式会社からの資金の貸付について、市場金利を勘案して利率を合理的に決定することに留意したため、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。
- (2) 当社の取締役会は、タメニー株式会社からの業務受託収入にかかる契約の条件について、取引にかかる商品又は役務の提供にかかる費用の額を考慮し、市場一般における取引条件を勘案して取引条件を合理的に決定することに留意したため、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

監 査 報 告 書

常勤監査役は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2022年5月24日

タメニーアートワークス株式会社

常勤監査役 加藤 秀俊



